



知っておきたい「納付特例」と「追納」

看護師・花子さんのライフステージ<1>

看護職に知っておいてほしい公的年金制度の仕組みを紹介する本連載。今回からは、看護師の花子さんを主人公に、人生のさまざまな場面で役に立つ制度のポイントや、年金額を増やすコツなどを紹介していきます。

子どものころから、看護職にあこがれていた花子さん。18歳で、念願の看護大学に入学しました。その後、22歳で医療法人立の病院に正規職員として就職。新人看護師として、充実した毎日を送っています。花子さんが20歳のときに、国民年金への加入義務が発生しました。また、就職すると、勤務先によって加入する年金制度が異なります。花子さんのケースを基に、看護職と年金制度との関わりを見てみましょう。



カンゴサルスのお役立ち解説

加入する制度は働く場所、働き方で決まる

現在、日本で働く看護職は163万人。病院や診療所、介護施設などで働くか、そしてどのような働き方をするかによって加入する年金制度が違ってきます。

医療法人など法人立の医療機関は、従業員が1人でもいれば全て厚生年金が強制適用されます。花子さんも、国民年金と厚生年金の両方に加入することになります。厚生年金に加入すると、年齢基礎年金のほか、上乘せの報酬比例部分の年金が受け取れます(本紙5月号参照)。

一方、クリニックなどのうち個人立の医療機関では、従業員が5人以上だと厚生年金が強制適用されますが、5人未満は任意適用となり、厚生年金に加入してなければ、そこで働く看護職は国民年金のみの加入となります。

仮に花子さんが非正規職員として病院で働く場合は、1週間の勤務時間が正規職員の4分の3(30時間)以上であれば厚生年金に加入します。また、勤務先が従業員501人以上、週の勤務時間20時間以上、月額賃金8万8,000円以上などの条件を満たしていれば「特定適用事業所」として厚生年金に加入できます。ことしの4月からは、従業員500人以下で労使の合意がある場合や、国・地方公共団体の施設で週の勤務時間が20時間以上、月額賃金が8万8,000円以上などの場合も、「任意特定適用事業所」として厚生年金に加入できるようになりました。

追納で将来の給付額をアップ!

20歳になっても、在学中であれば市区町村

や年金事務所に申請し「学生納付特例制度」で国民年金保険料(月額1万6,490円)の納付を全額猶予することができます。猶予を受けるとその分、将来の年金の給付額が減りますが、国民年金保険料の「追納」という制度を使い、学生時代に猶予された保険料を就職後10年間のうちに納めれば将来の年金額を取り戻せます。

例えば2017・18年度に保険料の猶予を受けた場合、その総額は39万4,000円。これを全額追納すると、年金額は年間にして3万9,000円、生涯(寿命を80歳と仮定)を通して58万5,000円増額する見込みです(追納する保険料額の約1.5倍)。看護学生時代に国民年金保険料の猶予を受けていた方は、この制度の活用を検討してみてください。

(注) 勤務先が厚生年金の適用を受けているかどうかや、特定適用事業所、任意特定適用事業所に該当するかどうかは、日本年金機構のHPから「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム」で確認できます。

年金に関するご相談は、お近くの年金事務所へ

Q&A ナースのはたらく時間・相談窓口

相談 育休明けに夜勤免除を申請しましたが、同じ看護職の夫は深夜勤がないからと却下されました。しかし夫は週1回23時までのシフト勤務でオンコールもあります。ほかに同居する家族はいません。

回答 育児介護休業法は、就学前の子を育てる労働者が請求した場合の深夜業(22時~5時)の免除を定めていますが、深夜に就労していない16歳以上の同居家族がいれば免除対象外になります。しかし、同居家族が月4日以上深夜業をする場合は深夜に就労しているときなされるため、あなたは免除の対象となると思われます。深夜業を含む夜勤免除や回数減をあらためて職場と話し合ってみましょう。

<相談先> FAX 050-3737-2820
スタッフhataraku@nurse.or.jp 看護管理者time-q@nurse.or.jp